

遠野市と独立行政法人国際協力機構東北センターとの連携に関する覚書

遠野市（以下「市」という。）と独立行政法人国際協力機構東北センター（以下「機構」という。）は、市及び機構の連携協力に関し次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、市及び機構が相互に有益な連携関係を構築し、開発途上地域に対する国際協力を推進するとともに、国際協力を通じて市の振興に取り組むことを目的とする。

（連携事項等）

第2条 市及び機構は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について連携し、及び協力する。

- (1) JICA海外協力隊事業を通じて市の振興に貢献する人材を育成するため、JICA海外協力隊の合格者による市におけるインターンシップの実施及び開発途上国に派遣され帰国したJICA海外協力隊経験者による市内における社会還元の促進に関すること。
- (2) 独立行政法人国際協力機構が実施する開発途上地域からの技術研修員の受入れ、開発途上地域への専門家への派遣、草の根技術協力事業等の推進に関すること。
- (3) 市内企業の海外展開、グローバルな産業人材育成、外国人材受入支援等の促進に関すること。
- (4) 市内における国際理解教育並びに開発教育支援事業を通じた国際理解及び多文化共生の促進に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市及び機構が必要と認める事項に関すること。

（経費の負担）

第3条 前条に規定する連携し、及び協力する事項（次条第1項において単に「連携事項」という。）の推進については、市及び機構それぞれ措置された予算の範囲内で行うものとする。

2 本覚書は、市又は機構のいずれかに対し新たな特定の経費の負担義務を生じさせるものではない。

（連絡調整窓口）

第4条 連携事項を円滑に推進するため、市及び機構それぞれに連絡調整窓口を設置し、定期的に協議を行うものとする。

2 前項の連絡調整窓口は、市にあつては産業部産業企画課とし、機構にあつては東北センター市民参加協力課とする。

（本覚書の有効期間及び更新）

第5条 本覚書の有効期間は、本覚書の締結の日から令和6年3月31日（次項において「有効期間満了日」という。）までとする。

2 前項の規定にかかわらず、有効期間満了日の1箇月前までに市又は機構のいずれかが書面で本覚書の解除の申出をしないときは、有効期間満了日の翌日から起算してなお1年間効力を有するものとし、以後令和11年3月31日までを限度として同様とする。

（疑義等の解決）

第6条 本覚書に定めのない事項並びに本覚書の定めに関し疑義が生じた事項及び変更を必要とする事項については、その都度、市及び機構が協議して定める。

本覚書締結の証として、本覚書2通を作成し、市及び機構それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和5年1月17日

岩手県遠野市中央通り9番1号
遠野市

市長



宮城県仙台市青葉区一番町四丁目6番1号
仙台第一生命タワービルディング20階
独立行政法人国際協力機構東北センター

所長

